

審査基準

処 分 名	こどもの国の利用許可
根拠法令及び条項	愛知県児童厚生施設条例第3条 愛知県児童厚生施設管理規則第7条
法 令 番 号	昭和49年愛知県条例第37号 昭和49年愛知県規則第89条
審 査 基 準	次の基準のいずれかに該当するときは、許可することができない。 1 施設の構造上又は管理上支障のあるとき。 2 暴力団の利益になると認められるとき。 3 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき。